

豊島区障害者（児）移動支援事業実施要綱

平成18年9月11日

保健福祉部長決定

改正 平成21年3月31日

改正 平成22年3月31日

改正 平成23年10月1日

改正 平成24年4月19日

改正 平成28年6月24日

改正 平成29年3月13日

改正 平成29年5月1日

改正 令和元年12月2日

改正 令和5年4月1日

改正 令和6年2月22日

改正 令和6年5月1日

改正 令和7年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業のうち移動支援事業の実施に必要な事項を定め、屋外での移動が困難な障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に外出に伴い必要な支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

（実施方法）

第2条 事業の実施主体は豊島区長（以下「区長」という。）とし、外出に伴い必要な支援（以下「サービス」という。）を提供するものとする。

2 区は、この事業を適切に運営できると認めた指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）からの届出により実施する。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、区内に住所を有し、屋外での移動が困難な小学校1年生以上（ただし、第4条第2項に規定する「通学支援」の対象者を除く。）の者で、別表1に定める障害者等とする。

ただし、通学支援の対象者は、小学生、中学生、高等学校の生徒、特別支援学校の生徒の者で、介護者及び同居の親族が就労又は疾病等の理由により介助を受けることができない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、障害者総合支援法に基づく介護給付費又は特例介護給付費で外出のための支援のサービス提供を内容とする支給決定を受けることができる者、入院中の者、福祉施設等に入所中の者は、利用対象者から除く。ただし、区長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

3 第1項および第2項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(サービスの内容)

第4条 サービスの内容は、1日の範囲内で用務を終える社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等社会参加のための外出時の個別支援で、次に掲げるものとする。

- (1) 公共交通機関等の利用を支援すること。
- (2) 諸手続きを付き添って支援すること。
- (3) 日常の行動範囲外の買い物の支援をすること。
- (4) 娯楽・趣味活動等への参加を支援すること。
- (5) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校並びにその他区長の認める施設等の通所を支援すること。
- (6) その他外出に伴い必要な支援をすること。

2 通学支援の範囲は、原則として前項に規定する学校等（学校等が運営する送迎バスがある場合はバス停留所）と、自宅との往復とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる外出については、対象外とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 通学、通所等の通年かつ長期にわたる外出（第2項に規定する通学支援を除く。）
- (2) 通勤、営業活動等の経済的活動にかかる外出
- (3) 宿泊を伴う外出
- (4) 通院のための移動介助（定期的な通院は介護給付により支給決定）
- (5) その他社会通念上適当でない外出（ギャンブル等）

(サービス支給決定)

第5条 サービスの提供を受けるには、移動支援支給申請書（以下「申請書」という。）（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。申請者は、18歳以上の障害者等は本

人、18歳未満の児童については保護者とする。

- 2 区長は、前項の申請があった場合は、その必要性を調査した上で速やかに支給の可否を決定し、地域生活支援事業決定通知書（別記第2号様式）又は地域生活支援事業却下決定通知書（別記第3号様式）により通知し、支給を決定された者には地域生活支援受給者証（以下「受給者証」という。）（別記第4号様式）を交付する。
- 3 区長は、申請者（児童にあっては対象児童）の心身の状況、世帯の所得区分を調査した上で、サービスの支給期間及び1か月のサービス支給時間、身体介護の有無を決定する。ただし、サービス支給時間は50時間を上限とする。
- 4 次の各号に該当するサービスの利用限度は前項に定める時間の範囲内において、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 福祉施設の入所者が、帰省期間中に余暇活動など社会参加のために必要と認められたサービスについては、1日につき8時間、また年度内32時間を上限とする。
 - (2) 介護者が疾病等の理由により送迎が困難な障害者等に対し、施設等への通所のために必要と認められたサービスについては、年度内3か月を上限とする。
 - (3) 就労継続支援A型・B型及び就労移行支援事業所、一般就労等の単独での通所・通勤に慣れるために必要と認められたサービスについては、10日を上限とし、2回まで更新可とする。
- 5 区長は、事業の実施に当たり、必要に応じて、保健所長に対し、協力を依頼し、又は意見を求めることができる。
- 6 区長は、第3項の調査を実施するに当たり、必要に応じて、保健所長に対し、保健所職員との同行等の協力を依頼することができる。

（支給決定期間）

第6条 支給決定を受けた障害者等（以下、「受給者」という。）のサービスにかかる支給決定期間は、新規申請者にあつては、支給決定を行った日から起算して最初に到達する誕生日の属する月の末日まで（支給決定を行った日が誕生日の属する月にある場合は当該月の末日まで）とし、更新を行う受給者にあつては、更新前の支給決定期間に引き続く1年間とする。

- 2 受給者が、支給決定期間終了後も引き続きサービスの利用をしようとするときは、支給決定期間終了前に第5条に規定する申請を行わなければならない。

（届出・再交付申請）

第7条 受給者は、申請書の記載事項等に変更等があったときは、移動支援申請内容変更届

(別記第5号様式)により区長に届け出るものとする。また、サービス支給を辞退するときは、移動支援辞退届(別記第6号様式)により区長に届け出るものとする。

- 2 受給者が受給者証の再交付を申請するときは、移動支援受給者証再交付申請書(別記第5号様式の2)により申請するものとする。

(サービス支給の取消し)

第8条 区長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス支給の取消しをすることができる。

- (1) サービス支給を辞退したとき。
- (2) 虚偽の申請によりサービスを支給されたとき。
- (3) サービス提供者に対し暴行脅迫、セクシュアルハラスメント等の非行があったとき又はその恐れがあるとき。
- (4) サービス提供者が正常なサービスを行うのに支障があると認めたとき。
- (5) 入院治療を要するとき又は伝染性の疾患を有しているとき。
- (6) その他、区長がサービス支給の必要がないと認めたとき。

(変更又は取消しの通知)

第9条 区長は、第7条の届出があった場合又は前条に基づき取消しの決定をしたときは、地域生活支援事業支給変更決定通知書(別記第7号様式)又は地域生活支援事業支給決定取消通知書(別記第8号様式)により、受給者に通知するものとする。

(サービス事業者)

第10条 サービスを提供する事業者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 障害者総合支援法第36条の規定に基づき都道府県知事が指定した指定障害福祉サービス事業者
- (2) 豊島区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則(平成18年豊島区規則第52号)第3条に規定する基準該当障害福祉サービス事業者
- (3) 区長が、本事業を適切に運営できると認めた法人格を有する事業者

(サービス従事者)

第11条 サービスを提供する従事者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 介護福祉士
- (2) ホームヘルパーまたは訪問介護員養成研修修了者
- (3) 視覚障害者移動支援事業従事者養成研修修了者

- (4) 知的障害者移動支援事業従事者養成研修修了者
 - (5) 全身性障害者移動支援事業従事者養成研修修了者
- (サービス事業者の登録)

第12条 区長は、事業者よりサービス提供前に、第10条に規定する事業者である旨の届出を受け、登録を行うものとする。

(受給者と事業者の契約)

第13条 サービスの提供を受けようとする受給者は、区長が前条のとおり登録した事業者に受給者証を提示して、受給者証に記載されている支給量の範囲内で、サービスの利用に関する契約を締結しなければならない。

- 2 前項の契約を締結した事業者は、遅滞なく、移動支援契約内容報告書(別記第9号様式)により区長に報告するものとする。

(登録の抹消)

第14条 区長は、事業者が指定障害福祉サービス事業者の指定又は基準該当障害福祉サービス事業者の登録を取り消された場合は、その取り消された日をもって、第12条に基づく登録を抹消する。

(サービスに要する費用の額)

第15条 サービスに要する費用の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に規定する、居宅介護サービス費の通院等介助(身体介護を伴う場合および身体介護を伴わない場合)を準用して算定した額(1円未満切捨て)とする。ただし、3級訪問介護員等がサービスを行った場合の減算は適用しない。

(利用者負担)

第16条 事業者と契約した受給者(以下「利用者」という。)は、別表2に定める世帯の所得区分(世帯の範囲は、障害者総合支援法による。)により、利用者負担を直接事業者を支払うものとする。ただし、別表2に定める負担上限月額までを限度とする。

- 2 利用者は、サービス利用中の移動支援従事者の交通費、入館料その他これに類する経費、その他利用者が負担することが適当な経費については、当該実費を負担しなければならない。ただし、第13条の契約もしくは利用者と事業者の合意において、特に取り決めをしている場合はこの限りではない。

(利用者負担上限額管理)

第17条 利用者が複数の事業所のサービスを利用する場合において、事業者は利用者から利用者負担上限月額を管理する依頼を受けたときは、移動支援利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書（別記第10号様式）により区長へ報告するものとする。

- 2 前号の管理の依頼を受けた事業者は、サービスを提供した翌月3日までに各事業者から回収した移動支援利用者負担額一覧表（別記第11号様式）に基づき調整を行い、同月10日までに移動支援利用者負担上限額管理結果票（別記第12号様式）により各事業者および区長へ報告するものとする。

(サービスに要する費用の請求および支払方法)

第18条 区長が事業者に対して支払うサービスに要する費用の額は、第15条の規定により算出した費用額から第16条の規定による利用者負担額を控除した額とする。

- 2 事業者は、サービスを提供した各月ごとに、翌月10日までに移動支援提供実績記録票（別記第13号様式）、移動支援請求書（別記第14号様式）、移動支援明細書（別記第15号様式）を区長へ提出するものとする。
- 3 区長は請求書受理後、審査のうえ適正と認められるときは、すみやかに事業者へ支払うものとする。

(不正利得の返還)

第19条 区長は、事業者が偽りその他不正な行為によってサービスを提供しその費用の支払いを受けたときは、当該支払額の全部または一部を返還させるものとする。

(遵守事項)

第20条 事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- (2) 事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- (3) 事業者は、従事者の心身の健康に留意し、疾病の早期発見及び健康状態を把握するため、毎年1回以上の健康診断を実施しなければならない。
- (4) 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合には、区長および利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 事業者は、従事者、会計、利用者へのサービス提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(6) 事業者および従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する個人情報等秘密を漏らしてはならない。

(他事業との一体的効率的運用)

第21条 区長は、本事業の実施にあたり、障害者総合支援法及び介護保険法（平成9年法律第123号）等に基づく他の在宅福祉サービスとの十分な調整を行い実施するものとする。

(関係機関との連携)

第22条 区長は、本事業の実施にあたり、保健所等の関係機関や事業者等との連絡調整を十分に行之、事業を円滑に実施するものとする。

(その他)

第23条 区長は、この事業を行うため、ケース記録その他必要な帳簿等を整備するものとする。

2 区長は、業務の適正を図るため、事業者等に事業の報告並びに帳簿書類の提出又は提示を命じ、必要な指導をすることができる。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

対象者	対象要件
身体障害者	身体障害者手帳を所持する以下のいずれかに該当するもので、外出時における移動に支援が必要なもの 全身性障害者 脳性まひ、頸椎損傷、筋疾患等により四肢体幹にわたり障害があるもの 肢体不自由者 下肢、または体幹機能障害1・2級で車いすを利用し、外出困難な65歳未満のもの 視覚障害者 視覚障害の認定を受けているもので、同行援護の支給決定が受けられないもの
知的障害者	知的障害者で、外出時における移動に支援が必要なもの
精神障害者	精神障害を有し定期的に精神科・心療内科に通院しており、外出時における移動に支援が必要なもの 長期入院後の退院により交通機関等に不慣れで外出時における移動に支援が必要なもの（短期間の支援）
難病患者等	障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病に該当するもの

	で、身体障害者の全身性障害者と同程度の障害を有する65歳未満のもの
障害児	外出に支援が必要な障害児

別表 2（第16条関係）

世帯の所得区分		利用者負担額	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円	0円
低所得	住民税非課税世帯の方	サービス提供に要	12,300円
一般	住民税課税世帯の方	した費用の1割。 ただし当分の間、20時間まで無料。 20時間を超え50時間までは費用の3%。	18,600円

※世帯の考え方は障害者総合支援法による。

（以下様式省略）